

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の平成30年1月1日現在の人口は3,733,084人と政令市で最多となっているものの、2019年をピークに減少に転じる見込みである。また、本市の総人口に占める生産年齢人口の割合は、全国と比較して高いが、近年は減少を続けており、人手不足への対応が課題となっている。

また本市の平成26年度の市内総生産は約12兆3,418億円と政令市で3番目の高さとなっており、産業別構成比で見ると、第2次産業が16.1%、第3次産業が83.9%を占めている。産業構造を付加価値額で見ると、「サービス業」(30.1%)、「製造業」(19.4%)、「卸売業・小売業」(16.2%)、「金融業・保険業」(8.9%)、「運輸業・郵便業」(7.6%)と続く。他の大都市と比較すると「製造業」、「運輸業・郵便業」、「不動産業・物品賃貸業」などの割合が大きくなっている。

一方で、全産業の従業者一人当たりの付加価値額で見ると、全国、神奈川県、人口同規模地域と比較して低くなっている。また他都市と比較して「製造業」の付加価値の構成割合が高いにも関わらず、第2次産業、第3次産業ともに、労働生産性の低さに課題を有している。

(2) 目標

本市の先端設備等導入計画の認定数を計画期間中に600とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本法に基づく固定資産税の減額措置による中小企業者の先端設備等の導入支援や本市独自の制度融資などにより、先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性を年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市では、第2次産業及び第3次産業全般の労働生産性の低さに課題を有しており、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市では京浜臨海部地域や金沢臨海部地域などの臨海部及び内陸部に企業者が集積する企業立地特定促進地域が9か所あるほか、市内全域にわたって中小企業者が存在することから、本計画の対象地域を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市では、第2次産業、第3次産業全般の労働生産性の低さに課題を有していることから、本計画の対象を全業種とする。また、本計画においては労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・本市では、雇用対策や就労支援など、雇用の安定に向けた支援を行っている。中小企業者が本計画に基づき先端設備等を導入する場合は、雇用の安定に十分配慮することとし、人員削減を目的とした先端設備等導入計画の認定は対象としないこととする。

・本計画に基づく先端設備等の導入に当たっては、地域住民など市民の安全や健全な地域経済の発展に配慮することとする。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められた場合については認定を取り消す場合がある。

・本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、横浜市に対する税金その他の債務の滞納が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある。

・先端設備等導入計画を認定したものの進捗状況についての調査を実施する場合があります。